

市民が宮古島市のゆがんだ行政を正すために提訴したことに対する報復として、市が市民を訴えることには怒りとともに当局からの圧力を感じ萎縮する市民も出ており民主主義の危機を感じる。

法治国家であるわが国の憲法第 92 条で定める「住民自治」の本旨と地方自治法第 1 条で定める地方公共団体の役割を鑑みれば、市民を地方公共団体（市）が名誉毀損で訴えることなどあり得ない。

今後とも全国の市民オンブズマンとともにこの国の民主主義を守る決意です。

2014 年度不法投棄ごみ撤去事業の住民訴訟原告団

代表 岸本邦弘